

# 東エリア特別支援学校高等部(仮称)教育課程検討委員会 傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、東エリア特別支援学校高等部(仮称)教育課程検討委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## (傍聴の手続き)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議開催の15分前までに整理番号票(別記様式)の交付を受けなければならない。

## (定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という)の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決するものとする。

## (入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2) 会議場において発言しないこと
- (3) みだりに席を離れないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

### (傍聴人への指示)

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は令和5年11月8日から施行する。

### 様式

#### 整理番号票

年 月 日 東エリア特別支援学校高等部(仮称)教育課程検討委員会

NO. \_\_\_\_\_

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の  
求めに応じて提示してください。